

竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について（上）



藤井 賢二
（日本安全保障戦略研究所研究員）

目次

はじめに

- 1 韓国の主張と日本側見解（第1回）
- 2 韓国の対応と韓国側見解（第1回）（その一）
- 3 韓国の対応と韓国側見解（第1回）（その二）
- 4 韓国の対応と韓国側見解（第1回）（その三）
- 5 韓国側見解（第1回）作成の拙速
- 6 日本側見解（第2回）と韓国側見解（第2回）（以上、本号）
- 7 韓国側見解（第2回）における国際法的観点への対応（以下、次号）
- 8 韓国政府による「1905年」の否定
- 9 日本側見解（第3回）における日本政府の主張
- 10 韓国側見解（第3回）における韓国政府の主張（その一）
- 11 韓国側見解（第3回）における韓国政府の主張（その二）
- 12 日本側見解（第4回）における日本政府の主張

おわりに

はじめに

1952年1月18日の李承晩ライン宣言（正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」）において韓国政府は主権が及ぶとした水域に竹島を含ませ、日本政府はこれに抗議したことから、竹島の領有をめぐる問題が発生した。

本稿は、竹島の領有を主張した1950～60年代の日韓両国政府の見解を取り上げ、双方の主張の推移を整理するものである。両国政府の見解は次表のように残されており、本稿では下線部を施したものの、すなわち

それぞれの母国語で書かれたものを検討する(韓国側見解(第4回)は日本側見解(第4回)を否定する口上書のみで見解自体はないので検討しない)。また、本稿では韓国外交史料館所蔵の韓国政府が残した関連文書も利用する。日韓両国政府の見解を綿密に整理した論考として、塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解」(『レファレンス』52巻6号 国立国会図書館調査及び立法考査局 2002年6月)があるが、韓国外交史料館所蔵資料を利用して韓国政府の見解作成過程を解明しようとした論考は本稿が最初である。

	日付	掲載日本政府文書	掲載韓国政府刊行物
日本側見解 (第1回)	1953年7月13日	日本文(A)	英文(B・C)・韓国文(B)
韓国側見解 (第1回)	1953年9月9日	日本文(A)	英文(B・C)・韓国文(B)
日本側見解 (第2回)	1954年2月10日	日本文(A)	英文(B・C)・韓国文(B)
韓国側見解 (第2回)	1954年9月25日	日本文(A)	英文(B・C)・韓国文(B・C)
日本側見解 (第3回)	1956年9月20日	日本文(A)	日本文(C)・英文(C)
韓国側見解 (第3回)	1959年1月7日	日本文(A)	英文(C)・韓国文(C)
日本側見解 (第4回)	1962年7月13日	日本文(A)	日本文(C)・英文(C)
韓国側見解 (第4回)	1965年12月17日		英文(C)

(A) 日韓会談に関する日本側公開文書¹

(B) 韓国政府外務部編刊『独島問題概論』(1955年)

(C) 韓国政府外務部編刊『独島関係資料集—往復関係文書(1952～76)—』(1977年)

1 韓国の主張と日本側見解(第1回)

日本政府が1953年7月13日付の日本側見解(第1回)²の冒頭で、「本件につき論述するに際し、まず、古く竹島又は磯竹島と称していたのは、

1 2007年から2008年にかけて公開された日本政府所蔵の日韓会談に関する文書。「日韓会談・全面公開を求める会」の分類では、第6次公開・開示決定番号588・文書番号910となっている。

2 正式名称は「竹島問題に関する日本政府の見解」である。1953年7月14日付で外務省情報文化局から公表された(日本文・英文)。

鬱陵島のことであり、今日の竹島は松島として知られていたという事実を想起する必要がある」と指摘したのは、竹島問題の論議で、鬱陵島と現在の竹島を混同した言説があることに注意を促したものであった。

日本側見解(第1回)以前に韓国の主張をまとめた代表的なものとしては、国史館(現韓国国史編纂委員会)館長の申奭鎬シソクホによる「独島所属に対して」(『史海』1 朝鮮史研究会 1948年12月)がある。これは「1947～48年の時点で作成された独島研究関連の資料・根拠の集大成で、独島研究を切り開く記念碑的なもの」と評価される³が、そこには、鬱陵島と現在の竹島を混同した主張があった。

例えば、『成宗実録』にある、15世紀後半に朝鮮政府の探査が行われた「三峰島」が現在の竹島であるとされた点である(92頁)。住民がいると記されている「三峰島」が人間の居住に適さない現在の竹島であるはずはなく、「三峰島」は鬱陵島である可能性が高い⁴。

また「独島所属に対して」では、樋畑雪湖「日本海における竹島の日鮮関係に就いて」(『歴史地理』55-6 日本歴史地理学会 1930年6月)の「竹島(リアンコルド島)は鬱陵島と共に今は朝鮮の江原道に属してゐて、朝鮮の領分として日本海中最東部に属している」という記述を韓国に有利なものとして申奭鎬は示した(98頁)⁵。同論稿の他の部分で「天保竹島一件」(1833年に浜田藩の町人が鬱陵島に渡ったことが発覚し、当人および浜田藩の関係者が処罰された事件)の「竹島」を鬱陵島ではなく現在の竹島と誤解していることからわかるように、樋畑は鬱陵島と現在の竹島を正確に区別しておらず、この記述は現在の竹島を韓国領とする根拠にはならない⁶。

上記の二つの事項については、日本側見解(第1回)では直接言及していない。しかし、「日韓両国の間で紛争があったのはすべて鬱陵島の

チョンビョンジョン

3 鄭秉峻『独島1947』(トルベゲ 2009年8月)33・160頁。

4 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院 1966年8月)120-134頁。

5 1947年8月5日付『東亜日報』の「独島が江原道区域に編入されたという日本人地理学者の論文が発見された」という記述(「独島は我が領土 史的証拠文献 捜索会からマック司令部に報告」も樋畑の文章のことであろう。1947年8月7日付『東光新聞』にも『東亜日報』と同文の記事がある)。

6 田村清三郎は「明治以前の竹島が鬱陵島そのものを指したことも全然知らずに述べているもので、樋畑氏個人の無知を示すものすぎず、この論文の発表された昭和五年に「竹島」は、島根県に属しており、鬱陵島自体も慶尚北道に属しており、江原道には属していない」と批判した(『島根県竹島の新研究【復刻補訂版】』(島根県総務部総務課 2010年6月)154頁)。鬱陵島は1900～06年には江原道に属していた。

ことであって、今日の竹島が両国の間で問題になったことはない」と、日本政府がとりわけ強調した、1693年と1881年の二つの事件は「独島所属に対して」でも特筆して記されている。日本側見解(第1回)は「独島所属に対して」を意識して書かれた可能性がある。

1693年の事件とは、「肅宗十九年(西暦一六九三 日本元禄六年)にわが国慶尚道東萊漁民安龍福一行と日本伯耆州漁民が鬱陵島で出会って衝突が生じたため、わが国と日本との間で鬱陵島所属問題がおこったが(略)、結局日本が理屈して肅宗二十三年(西暦一六九七 日本元禄十年)二月(これは朝鮮政府に通告された年で決定は「肅宗二十二年(西暦一六九六年 日本元禄九年)一月」である。-藤井補註-)に江戸幕府から(略)竹島すなわち鬱陵島を朝鮮領土と承認して日本漁民の往来を厳禁した」と、申奭鎬が説明している出来事である(94頁)。

申奭鎬は、「鬱陵島を朝鮮領土と承認した以上、その属島である独島(略)もまた朝鮮領土と承認したと見ることができる」と結論付けた。しかし、この江戸幕府の鬱陵島渡海禁止で決着した外交交渉(「元禄竹島一件」)の対象となったのは鬱陵島であって現在の竹島ではない⁷。

1881年の事件とは、「明治維新がおこると幕府時代のすべての禁令を解除しただけでなく海外進出を奨励したため、日本人はふたたび鬱陵島に進出して鬱陵島を松島と改称して千古手つかずだった鬱蒼たる木材を盗伐した。そこで高宗十八年(西暦一八八一年 日本明治十四年)わが国では日本外務省代理上野景範に嚴重抗議したと、申奭鎬が説明している出来事である(95頁)。

続けて「同時に、副都軍李圭遠を鬱陵島檢察使に任命して島内外の形勢を細密に調査した後に、従来の方針を変更して鬱陵島に入って生活する人を募集した⁸。(略)光武五年(西暦一九〇一年)(「光武四年(西暦一九〇〇年)」の誤りであろう-藤井補註-)に島長(「島監」の誤り-藤井補註-)を郡

7 塚本孝「元禄竹島一件をめぐる一付、明治十年太政官指令」(「島嶼研究ジャーナル」22 島嶼資料センター 2013年4月)41-48頁。同「独島連」の「島根県知事に対する質問書“独島20問”について」(「第3期『竹島問題に関する調査研究』最終報告書」島根県総務部総務課 2015年8月)229頁。同「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について：政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討」(「東海法学」52 東海大学法学部 2016年9月)83-87頁。

8 これを申奭鎬は「鬱陵島開拓令」と表現し、典拠を「承政院日記 高宗十八年壬午六月五日己亥」としているが「高宗十九年壬午六月五日己未」の誤りである。「鬱陵島開拓令」が出されたのは「嚴重抗議」と「同時」ではなく翌1882年になる。

守に昇格して島内行政を任せるようにした」と述べた。そして「鬱陵島開拓以後鬱陵島民はすぐにこの島を発見し、或はワカメとアワビを獲るため、或はアシカを捕まえるために独島に出漁した」という証言を紹介した。

鬱陵島民が1882年の「鬱陵島開拓」開始直後に現在の竹島で漁労したとするこの証言は「鬱陵島開拓当初に江陵から本島(鬱陵島のこと-藤井補註-)に移住した」古老洪在現らのものであった。鬱陵島と現在の竹島とは古来一体であったに違いない、よって、鬱陵島に移住した朝鮮人はただちに現在の竹島にも渡島したはずだという前提で申奭鎬は記述していた。また水路部編刊『朝鮮沿岸水路誌』(1933年1月)中の1904年の軍艦「対馬」の報告を、竹島での「鬱陵島漁民」の漁労の記録を示したものとした。しかし、前者については客観性がなく信憑性に乏しい⁹。後者については鬱陵島民が主体的に竹島で漁労を行った根拠としては弱い¹⁰。

申奭鎬は「以上のように独島は鬱陵島に付属する島として元来我が国に属したことは明白」と主張した。「独島所属に対して」を意識してい

9 前掲註(4)『竹島の歴史地理学的研究』187頁。洪在現の証言は、1947年8月に申奭鎬も参加した「鬱陵島・独島学術調査団」が鬱陵島で聴取したものととして『独島問題概論』に掲載された(35-37頁)。ここで洪在現は「金量潤と裴秀俊ら同志たちを伴って、今から四十五年前(卯年)から四五回ワカメ採取と狐虎捕獲で往復した」と1903年から現在の竹島に渡ったと述べており、「独島所属に対して」の内容とは異なる。申奭鎬は、洪在現の渡島が「鬱陵島開拓令」直後であったかのような印象を与えるために、渡島を「鬱陵島開拓当初」からとした可能性がある。聴取に対して洪在現は、「独島が鬱陵島の属島だということは本島開拓当時から島民の周知の事実だ」と述べるなど日本に対する反感を示しているが、日本統治期の洪在現は日本人と協力しながら開発に尽力した鬱陵島の有力者であった(石橋智紀「明治30年代初頭に島根県を訪れた鬱陵島民と洪在現の虚実」(第3期竹島問題研究会編『第3期『竹島問題に関する調査研究』最終報告書』(島根県総務課 2015年8月))。なお、1927年6月27日付『釜山日報』にも、「同島の有力者であり且つ篤農家として一般より尊敬されてゐる」と洪在現を称賛した記事「理想の楽園 鬱陵島を視て」がある。同記事には洪在現の鬱陵島移住は45年前とあり、『独島問題概論』の60年前と異なる。「鬱陵島開拓令」直後の移住ならば、『釜山日報』の記事の方が適切である。

10 前掲註(4)『竹島の歴史地理学的研究』で川上健三は、『朝鮮沿岸水路誌』に「明治37年11月軍艦対馬ノ此島ヲ実査セシ際ハ東方島ニ漁夫用ノ菰葺小屋アリシモ風浪ノ為メ甚シク破壊シアリシト謂フ 毎年夏季ニ至レバ海驢獵ノ為鬱陵島ヨリ渡来スルモノ数十名ノ多クニ及ブコトアリ 彼等ハ島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回約10日間仮居スト謂フ」とある部分について、「少なくとも明治36年(1903年)以降の今日の竹島におけるあしか狐業は、その大部分が隠岐島民によって行われていた。明治37年、38年には、隠岐島民に加えて鬱陵島からも同島におもむいたものが若干はあったが、それらは(略)日本人と日本人に雇われた鬱陵島島民であって、韓国のいうような鬱陵島の島民が自ら同島のあしか狐業を営んだわけではない」と、韓国の主張を否定した(184-185頁)。